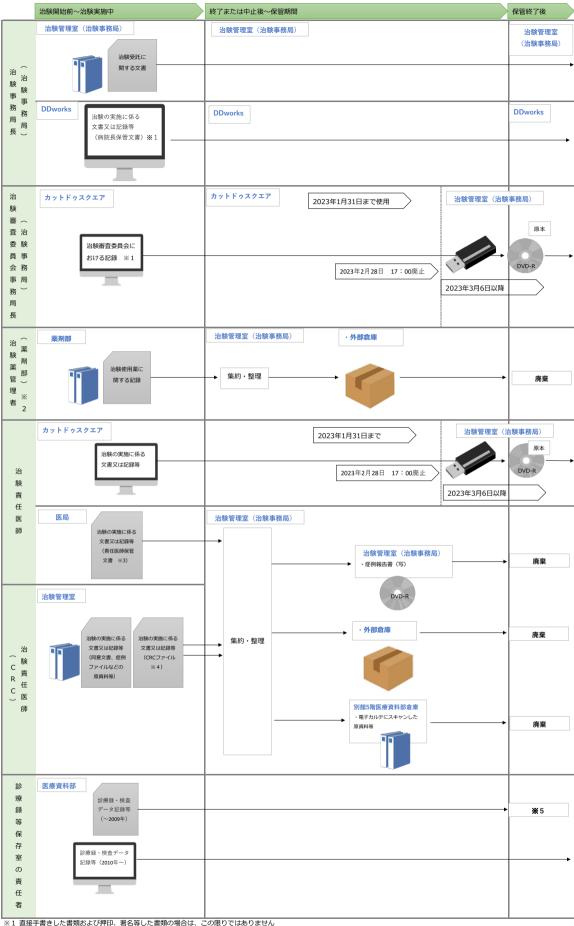
必須文書の保管について(2022年7月1日~2023年1月31日まで)



- ※1 直接手書きした書類および押印、署名等した書類の場合は、この限りではありません
- ${\it \times 2}$ 医療機器及び再生医療等製品の場合は、保存責任者は当該治験を実施する診療科等の長の管理者、保管場所は原則医局と読み替える
- imes3 直接手書きした書類および押印、署名等した書類(合意書、トレーニング記録、Financial Disclosure等)
- ※4 CRCファイル:スクリーニング名簿、原資料特定リスト、プロセス確認リスト、Delegation Log等
- ※5 保管終了後、5年以上来院がなければ廃棄。

2023年1月31日までに当院で終了した試験

2023 + 1731 C C C C C C C C C C		
	終了または中止後〜保管期間	保管終了後
治験事務局長(治験事務局)	治験管理室(治験事務局) 治験の実態に係る 文意以は記録等 (病院長役管 文書)	治験管理室 (治験事務局)
治験審査委員会事治験審査委員会事	治験管理室(治験事務局) 治験審査委員会 における記録	治験管理室(治験事務局)